

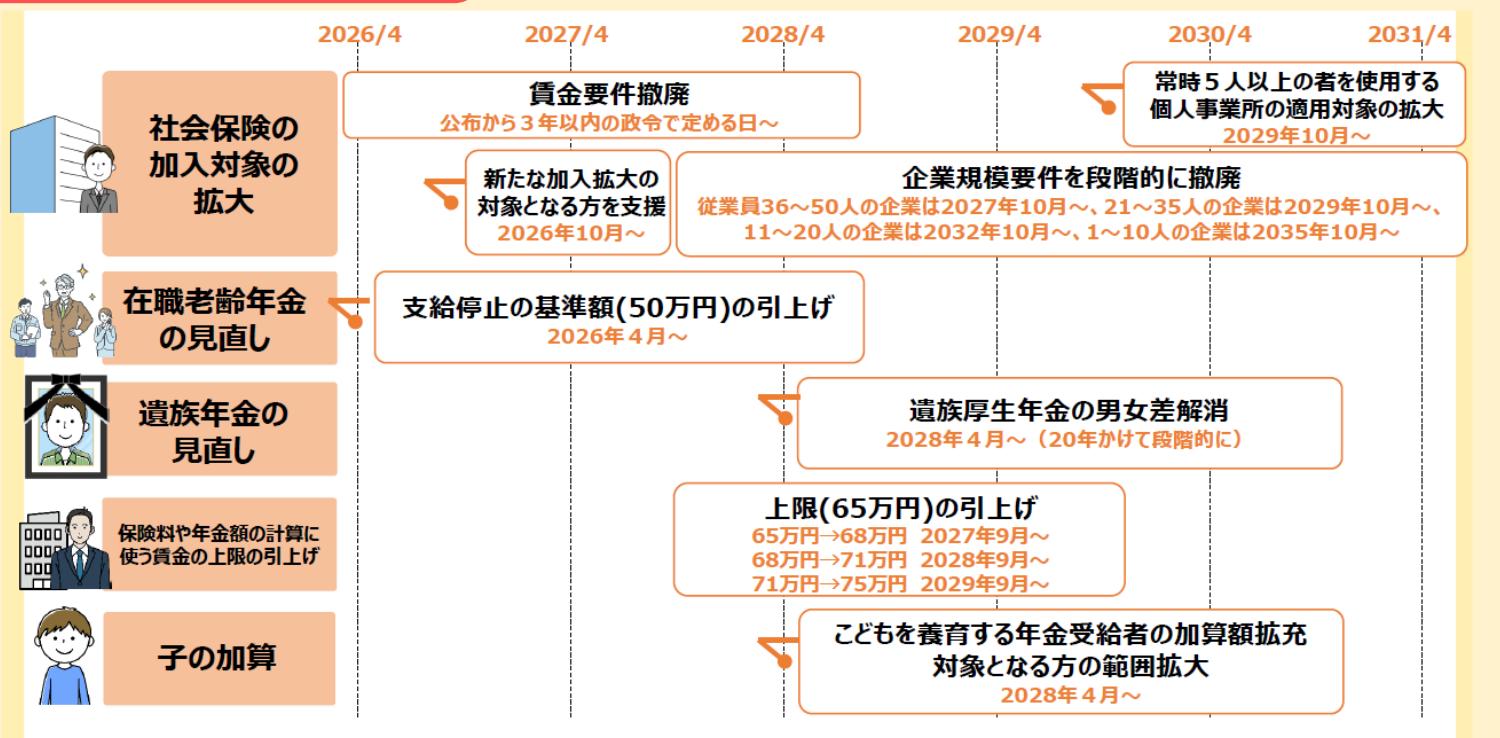
## ①19歳以上23歳未満の被扶養者認定基準の変更について ②年金改正

## 被扶養者認定基準の主な変更点

対象者	19歳以上23歳未満の被扶養者(配偶者は対象外) ※12月31日時点の年齢で判断(19歳~22歳) ※学生であるかどうかは問わない
年間収入要件	改正前130万円未満 → 改正後150万円未満へ ※年間収入が150万円未満かどうかは、 従来通り「今後1年間の収入見込み」で判断 ※被扶養者として認定される他の要件は変更なし
適用開始日	令和7年10月1日から

## 今後の年金改正のスケジュール

※令和7年6月13日法案成立



## &lt;事務所より&gt;

6月より「熱中症対策の強化」に伴う、労働安全衛生規則が改正されております。簡単にまとめたものが、事務所通信の6月号に掲載していますので、改めてご確認をお願いします。今月の年金相談日は14,22,28日です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265  
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : [info@eto-srgs.com](mailto:info@eto-srgs.com)